

EU

～国家共同体の仕組み～

2009年11月20日

藤村 薫

1. はじめに

EUは国家の枠組みを超え、ヨーロッパを統治してきた巨大な組織である。しかし、それぞれの国でも、政治がおこなわれている。では、この様な他に類を見ない巨大組織はどのような機能を果たしているだろうか。そして、加盟国が増加し力を増すこの共同体のこれからはどうなってゆくのかをみてゆきたい。

2. EU～The European Union～

- ・本部 ベルギー、ブリュッセル
- ・加盟国 27 カ国 (2009 年現在)
- ・人口約 5 億人

i. 理念

- ・クーデンホーフ・カレルギー (1984～1972)

「国境のない1つの欧州」を呼びかける

- ・アリスティード・ブリアン (1862～1932)

『ヨーロッパの連邦組織秩序に関するフランス政府の覚書』を発表

- ・ウィンストン・チャーチル (1874～1965)

「欧州合衆国」を提唱→人・思想・物の自由な移動を訴える

経済的、政治的連合を創設しなければならないと決議

i i. 歴史

1951.4.18 イタリア、オランダ、ドイツ連邦共和国、フランス、ベルギー、ルクセンブルグの 6 カ国が欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 設立条約 (パリ条約) に調印

1957.3.25 欧州経済共同体 (EEC)、欧州原子力共同体 (EAEC=Euratom) の設立条約が締結される

1967.7.1 EC 発足

1987.7.1 単一欧州議定書発効

- 1993.11.1 マーストリヒト条約により、欧州連合（EU）発足
- 1999.5.1 アムステルダム条約（改正欧州連合条約）発効
- 2002.1.1 ユーロ紙幣、硬貨流通開始
- 2003.2.1 ニース条約（再改正欧州連合条約）発効
- 2004.10.29 欧州憲法条約調印

3. EU の組織

- ・ 欧州理事会（加盟国首脳会議）

「国家あるいは政府の長が外務大臣を伴って、年 3 回、必要があれば政治協力を目的とし、会合する」

EU の方向を決め、対外的な方針を決定する機関

→最重要議題が議論される事実上の最高意思決定機関

- ・ 閣僚理事会

毎月 1 回開催、欧州理事会での決定事項の承認を行う主要意思決定機関

各国の政府代表から構成

Ex.財務問題＝各国の財務大臣が出席

EU 委員会からの提案に基づき、欧州議会の意見を結集し政策決定

- ・ 欧州委員会

EU の執行機関

2 万人の EU 公務員

- ・ 欧州議会

出身国別ではなく、政党別の席に着く

直接選挙によって選出

3 つの権限

→監督権限・予算に関する権限・立法権

- ・ EU 裁判所

EU 法の解釈の権限を持つ

構成国の市民は、EU 法上の争いを EU 裁判所に提訴出来る

構成国の国内法に優越

13 人の裁判官からなる

4. EUのこれからと課題

- ・ 課題
拡大とコペンハーゲン基準
経済格差の増大
ヨーロッパ国民の関心
- ・ これから
EU 憲法の制定
→超国家、連邦制

5. おわりに

EUは人、物が自由に行き来することを可能にした。元来、望まれていた経済面での役割は果たされている。そこで、これからこの第一の機能を維持しつつ、これからはさらに政治統合を進めるのか、統治領域を拡大するのかを考え、これからのEUのあり方は検討されるべきであると考えます。

近年、日本でも「東アジア共同体構想」といった共同体構築を望む声も聞かれる。今回の勉強会ではヨーロッパ連合の機能について取り上げた。EUはこれまで50年以上かけて条約制定、改正、加盟国を増やし現在に至る。この歴史ある共同体が他の地域での共同体形成に生かされるのか、注目したい。

参考文献

- 梅津和郎「大欧州世界を読む」2006年 創世社
島野卓爾、岡村堯、田中俊郎「EU入門」2000年 有斐閣
ジャン＝ドミニック・ジュリアーニ著、本田力訳「拡大ヨーロッパ」2006年 白水社
庄司克宏「欧州連合 統治の論理とゆくえ」2007年 岩波書店
瀬島誠、古賀敬太、池田佳隆、山本周次「改訂版激動するヨーロッパ」2006年 晃洋書房
辰巳浅嗣「EU－欧州統合の現在」2004年 創元社
田中俊郎「EUの政治」1998年 岩波書店
田中友義、河野誠之、長友貴樹「ゼミナール 欧州統合」1994年 有斐閣
森井裕一編「国際関係の中の拡大EU」2005年 信山社
脇坂紀行「大欧州の時代－ブリュッセルからの報告－」2006年 岩波書店